

# 令和6年度第1回

## 四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 令和6年7月29日(月) 午後1時00分から午後2時20分まで
2. 開催場所 四街道市障がい者支援課2階会議室
3. 出席者  
《出席委員》  
塚本会長、白髭職務代行、原委員、平委員、松田委員、  
武居委員、松浦委員、岡田委員、大谷委員、木川委員  
《事務局》  
川田健康こども部長、高橋副参事、  
齊藤国保年金課長、井本係長、杉山係長、片倉主任主事、鈴木主事
4. 傍聴人 0名
5. 議題  
  - (1) 令和5年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）
  - (2) 令和5年度四街道市国民健康保険事業計画評価について（報告）
  - (3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）
6. 審議の経過  
別紙のとおり

令和6年度第1回国民健康保険運営協議会会議録

令和6年7月29日（月）午後1時～2時20分

四街道市障がい者支援課2階会議室

--- 開会 ---

--- 委嘱状交付 ---

--- 市長挨拶 ---

--- 委員紹介・事務局職員紹介 ---

--- 会長・会長職務代行選出 ---

事務局  
(杉山係長)

本日は、定数10名中、10名の委員の方々に御出席いただいております。  
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数であります委員の半数5名に達しておりますので、会議成立となります。

四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。会長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議長  
(塚本会長)

それでは、皆さま改めてよろしくお願い致します。

はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本協議会においても明記する取り扱いとしたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いします。

--- 異議なし ---

議長  
(塚本会長)

それでは、会議録には発言者名を明記することといたします。

さて、本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局  
(杉山係長)

傍聴者はありません。

議長  
(塚本会長)

では、この会議は運営協議会運営要領第3条の規定により、公開することになっておりますところ、本日の運営協議会の傍聴希望者はいませんので、このまま続けさせていただきます。

それでは、次第の6. 議題の(1)「令和5年度 四街道市国民健康保険特別

	<p>会計決算について（報告）」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (齊藤課長)	<p>--- 説明 ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。</p>
岡田委員	<p>基金繰入金について、令和元年度から令和5年度にかけて金額が変動している原因を教えてください。</p>
事務局 (齊藤課長)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、保険税率を令和2年度から据え置いており、年度ごとに歳入と歳出の状況は異なりますが、基本的には歳出に対する歳入の不足額を補うため、基金を繰入しています。</p>
岡田委員	<p>令和元年度と令和5年度での基金の残高はいくらありますか。</p>
事務局 (齊藤課長)	<p>決算報告後、余剰金を積み立てた額は、令和元年度は約9,800万円、令和5年度は約9,000万円になります。</p>
岡田委員	<p>国民健康保険特別会計は財政的に安定しているのですか。</p>
事務局 (齊藤課長)	<p>決算赤字補てん目的の繰入は行っていませんが、保険税率を令和2年度から据え置いてきており、歳入不足額を財政調整基金で補ってきたため、残額が少ない状況です。そのため、令和6年度については県の標準保険料率に合わせ、保険税率を改正するなどし、安定化に努めております。</p>
平委員	<p>繰入金でうまく歳出と歳入を調整しているということですが、その繰入金とは、市の他の税金から、繰り入れているお金のことですか。</p>
事務局 (齊藤課長)	<p>今現在、国民健康保険特別会計では、赤字補てん目的の一般会計からの繰り入れは行っていません。歳出に対して、不足している部分につきましては、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、運営してきました。しかし、令和6年度予算編成時においては、歳入に不足が生じる見込みであったため、保険税率を上げました。</p>
議長 (塚本会長)	<p>令和5年度決算後の財政調整基金の残高が9,000万円とのことで、少ないように感じます。</p>

<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>財政調整基金の残高が 9,000 万円ということは、我々も、心もとないものと考えており、安定的な運営を図るために令和 6 年度に税率改定をしたところです。</p> <p>これは、歳出の主なものに、県に納める事業費納付金があります。これは県が医療費を推計し算出されるもので、この事業費納付金を市町村が納めるために、県は標準保険料率というものを示します。その標準保険料率を基に、市は保険税率を設定することになっているため、令和 6 年度は県の示した標準保険料率に合わせて税率を見直させていただきました。</p> <p>財政調整基金の残高が約 9,000 万円ということを踏まえると、事業費納付金を納めるためには、今後も、基本的には毎年、県の示す標準税率に合わせる税率改正をしていく必要があると考えております。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>不足してきたら、税率を変えるということですね。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>財政調整基金がたった 9,000 万円しかなく、今年度だけでも 2 億 3,113 万 6,000 円の繰入をしており、財政的に厳しいので、最初から不足分を見込み、税率を上げるという考え方ですね。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>令和元年度に、今後の税率改正をどのようにするかといった議題を、こちらの運営協議会の場でお諮りさせていただいており、基本的には県が示す標準税率に合わせるという方針になりました。一般会計からの赤字補てんをしないことを基本としておりますので、国保財政の安定化のためにも、方針通りに毎年、県の標準税率に合わせた形で改正を進めていければと考えているところです。</p>
<p>木川委員</p>	<p>資料 1 - 2 の支出について、収入に関しての資料が無いのは、何か理由があるのですか。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>資料を用意していない理由は特にありませんので、今後、資料に含めるか検討させていただきます。</p>
<p>木川委員</p>	<p>基金についても、資料として記載した方が、皆さんも議論しやすいと思います。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>今後の会議資料において、歳入と歳出の差し引き額や、基金の残高状況について掲載するか検討させていただきます。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和5年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題(2)「令和5年度四街道市国民健康保険事業計画評価について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>平委員</p>	<p>短期人間ドックの助成額については、周りの市町村も受検費用の7割助成なのですか。助成割合が高いように感じます。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>印旛管内の自治体では、受検費用の7割か5割の助成となっております。</p>
<p>平委員</p>	<p>一般感覚としては、1～2割助成してもらえれば良いように思いますが、いかがですか。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>来年度の取組として、脳ドックの費用助成を新たに行いたいと考えております。四街道市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(以下データヘルス計画とする。)の策定にあたって調査したところ、四街道市の主たる死因割合などで脳疾患が高い順位となっていることから、その対策として、データヘルス計画の拡大事業として脳ドック費用の助成を取り上げています。また、この脳ドック費用の助成をするにあたり、短期人間ドックの費用助成についても、近隣市町村の状況を鑑みながら、見直しを行っていきたいと考えております。現在、補助率を5割としている近隣市町村が多いため、そちらの助成率に合わせていきたいと考えています。</p>
<p>平委員</p>	<p>脳卒中を予防しようとする意味での脳ドックですか。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>現在、脳疾患が市の死因割合の上位に入っておりますので、脳疾患になる方を先延ばしにできればと考え、脳ドックの費用助成の導入を考えております。</p>
<p>平委員</p>	<p>脳卒中を頭のMRIで予測することはできないとされており、脳ドックをやることにより、脳梗塞や脳出血が事前にわかるということエビデンスは一切ないと思います。唯一、脳動脈瘤の発見による、くも膜下出血についてはわかりま</p>

	<p>すが、わかったところで、医療的には、手出しができないということがほとんどです。いわゆる脳梗塞・脳出血が起きてからのMRIというのは大切ですが、それらが起きる前に脳ドックを受けたからといって恩恵はないです。市町村として脳ドックの費用助成を行って、脳梗塞の出血を減らすんだという思いがあるかもしれませんが、医療的に見ると私はいかがな方針かなと思います。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>令和6年度から開始となるデータヘルス計画の中で、拡大事業として脳ドックの費用助成を位置づけさせていただいておりますので、基本的には進めていきたいと考えております。ただ、今、平委員から参考になるお話も伺えましたので、今後、導入にあたって平委員と相談しながら進めていきたいと考えております。</p>
<p>平委員</p>	<p>行政がやろうとしていることと、医者が考えていることにはとてもギャップがあり、取組によってはお金の無駄遣いになりかねないと思います。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>平委員から、貴重な意見をもらいましたね。よく相談して効果のあるような政策を進めてほしいです。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>高齢化して、脳ドックを受けた後に萎縮があったことがわかって、このまま放っておくと認知症に移行するということがありますよね。そういったことも含めて、実際に私の周りでは脳ドックを受けている人がいます。また、お医者様からも、認知症にならないように運動しましょう、などのアドバイスを受けることもあり、そういった意味合いも込めて、脳ドックを進めるということなのかなと私は受け取りました。</p>
<p>平委員</p>	<p>どの辺りを目指すかですね。その認知症までを拾い上げて見ていくのか。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>今後、導入にあたって平委員に意見を伺いながら、慎重に進めさせていただきたいと思います。</p>
<p>平委員</p>	<p>糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて、今回のデータヘルス計画への位置づけで、5年の計画がさらに延びてしまったわけですがけれども、私は国庫の市への交付の意味合いしかないと考えています。勿論、そのお金は貰った方が良いですが、有効に活用するには国が推奨した選出プログラムをぜひ止めていただきたい。国のプログラムのために毎年高額のお金がかかっているので、それらがなければもっと有効な取組になりますので、そちらは一つお願いしたいところです。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>業者委託により、糖尿病性腎症重症化予防のプログラムを進めておりますが、平委員の仰せの通り、委託料は安価なものではありません。対象者選出の来年</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>度の見直しはスケジュール的に難しいですが、今後、どのような方法が効率的で実現可能かを改めて検討し、見直していきたいと考えておりますので、ぜひまたご意見をいただければと思っております。</p> <p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和5年度四街道市国民健康保険事業計画評価について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（3）「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は無いようですので、「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は以上とします。</p> <p>続いて、次第の7. その他に進みます。</p> <p>委員の方から何かございますか。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>決算のことで確認したいのですが、先ほど財政調整基金からの繰入はあるが、一般会計からは繰入をしないように、税率を改正するというような話だったと思うのですが、一般会計からの繰入を5億ほど毎年繰入しているわけですよね。繰入をしないということではないのですか。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>繰入をしないというわけではなくて、赤字補てんによる繰入をしないということです。基本的にはこの繰入の中には、低所得者に対する法定での繰入や未就学児均等割など、法定での繰入となっております。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>通常为国保税では賄えない特殊な部分についての歳出があるので、その分を一般会計から繰入をしているということですか。</p>

<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>繰入の中でも、先ほど言った赤字補てんでの繰入というのは、本来、法定外と呼ばれているものです。その部分は、しないという方針であります。ただ、法定での繰入、国から認められている繰入については、今後も行っていきます。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>わかりました。あと、資料1-2の2ページ目の一番下にある、国民健康保険事業費納付金ですが、こちら県に納付しているわけですが、歳入で県支出金が58億円入るのに、納付金で25億円を支出しているという考え方がよくわからないのですが、教えてください。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>事業費納付金というのは、資料1-2に書いてある通り、県が負担する国民健康保険給付等交付金の費用に充てられることとなります。この事業費納付金は、県が医療費を推計し、そこから国の公費などを控除した残額に、市町村ごとの所得水準や医療費水準に応じた配分がされておりますので、丸々全額を事業費納付金として58億円納めるということではなくて、計算した結果、25億円程度を払うものになります。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>この割合は市町村によって違うわけで、四街道市は大体半分くらいなのですね。</p>
<p>事務局 (齊藤課長)</p>	<p>先ほど申し上げた通り、医療費は県が全額負担しますので、それが各市町村に交付金として入ってきます。交付金の中には費用として、例えば、この特別会計には入っていない国からの公費というものがありますので、そういったものを差し引いた残額に、県内の市町村の水準や所得など被保険者の水準を加味して配分されるものが、事業費納付金となりますので、交付金全額を事業費納付金として払うわけではありません。令和5年度においては、結果的に交付金の半分程度の額を市が払うものとして、県から請求されました。なお、その事業費納付金を払うために、県から、標準保険料率が示されますので、基本的には標準保険料率に合わせれば、この事業費納付金が払えるということになりますので、安定的な運営ができるような仕組みになっています。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局 (杉山係長)</p>	<p>今後のスケジュールといたしまして、マイナ保険証に関連する事項につきましては、国通知次第となりますが、9月議会での条例改正を予定しており、次の運営協議会にて報告させていただく予定です。現在の取組状況としては、8月の保険証の更新にあたり、はじめにお配りいたしました「マイナ保険証をご利用ください」のチラシを更新保険証に同封し、周知に努めております。</p>

また、次回の協議会の日程として、10月下旬から11月初旬頃の開催を予定しております。

つきましては、事前に皆様の日程を調査させていただきたいと思いますので、これから、お配りいたします日程調査票をご記入の上、8月26日(月)までに返信用封筒にて事務局までご提出いただきますようお願いいたします。調査後、日程等が決まりましたら、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長  
(塚本会長)

ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。

--- 特になし ---

議長  
(塚本会長)

それでは、本日の会議は以上としたいと思います。  
ありがとうございました。